

## ACSV MONTHLY LETTER

今号は消費税のあらし③として、消費税の納付税額の計算方法と一般課税の仕入控除税額について説明します。

### ● 消費税の納付税額の計算方法（一般課税）

消費税の納付税額は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入等に係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算します。基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合、課税売上に「みなし仕入率」を掛けて計算する「簡易課税制度」も選択できます。

一般課税	課税売上に係る消費税額－課税仕入等に係る消費税額
簡易課税	課税売上に係る消費税額－（課税売上に係る消費税額×みなし仕入率）

一般課税の場合、「課税売上割合」により課税仕入等に係る消費税額を計算します。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上} + \text{輸出等免税売上}}{\text{課税売上} + \text{輸出等免税売上} + \text{非課税売上}}$$

課税売上高と課税売上割合により、仕入控除税額は以下の通り計算されます。

課税売上高	課税売上割合	仕入税額控除
5億円以下	95%以上	全額控除
	95%未満	個別対応方式 又は 一括比例配分方式
5億円超	—	

詳しい計算方法は省略しますが、課税売上高が5億円を超える又は課税売上割合が95%未満の場合は、非課税売上（土地の譲渡・貸付や住宅の貸付、利子など）に対応する課税仕入等は税額控除の対象から除かれることになります。

次号では簡易課税の仕入控除税額について説明します。

### 会計ソフトの入力について（注意！）

財務応援や弥生会計などの会計ソフトで26年4月1日以降の日付で旧税率の取引を仕訳する場合は、請求書等を確認し、その都度5%に手修正して入力して下さい。

### ■ 税務カレンダー

	内容	備考
7月	所得税予定納付（第1期） 源泉所得税納付（納期特例・上期分）	減額申請ができます。
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。